

**社会福祉法人青祥会 介護老人保健施設 長浜メディケアセンター
通所リハビリテーション運営規程**

(事業者の名称等)

第 1 条 名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 介護老人保健施設 長浜メディケアセンター
- 2) 所在地 滋賀県長浜市加田町2984-1

(事業の目的)

第 2 条 社会福祉法人青祥会が開設する介護老人保健施設長浜メディケアセンター（以下、事業者という。）が行う通所リハビリテーション事業は、要介護状態と認定された利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第 3 条 利用者の意思および人格を尊重し、「和顔愛語」の心を基本理念として、常に利用者の立場に立って指定通所リハビリテーションの提供に努める。
2. 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握を踏まえた通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、自立した日常生活が営めるよう努める。
 3. 指定通所リハビリテーション事業を運営するに当たり、地域や家庭との結びつきを重視し、市町、他の居宅サービス事業者その他保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 4. 事業者は、自ら提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図ることにより、サービスの質の向上に取り組む。
 5. 専門的知識の向上を図るため研修を行い、従業者の質の向上と人材育成に努める。

(従業者の職種、員数および職務の内容)

第 4 条 従業者の職種、配置人員および職務内容は、次のとおりとする。

職 種	定数
管 理 者	1
医 師	1 以上
看護・介護職員	4 以上
管理栄養士	相当数
理学療法士、作業療法士	1 以上
歯科衛生士	相当数

※配置人員については、指定介護予防通所リハビリテーションを含む。

1) 管理者

- ・事業所従業者の管理および指定通所リハビリテーションの実施状況の把握監督にあたる。

- ・事業運営管理全般における指揮命令にあたる。
- 2) 医師
- ・他職種との連携を図り、事業所全体の管理にあたる。
 - ・利用者の適切な診療と医学管理にあたる。
 - ・主治医、他医療機関、介護保険施設等との連携にあたる。
- 3) 看護職員
- ・利用者の健康状態の把握にあたる。
 - ・医師の指示のもとに、医療補助・医療処置にあたる。
 - ・健康相談、保健指導、環境衛生にあたる。
- 4) 介護職員
- ・利用者の健康管理と状態の観察、報告にあたる。
 - ・利用者の全般的な介護にあたる。
 - ・環境設備の清潔保持、整理にあたる。
- 5) 管理栄養士
- ・利用者の栄養ならびに心身の状態等を考慮し給食業務にあたる。
 - ・低栄養状態またはその恐れのある利用者に対しては、関係機関と相談の上、他職種と連携のもとに栄養ケア・マネジメントを行う。
 - ・調理室全般の衛生管理監督にあたる。
- 6) 理学療法士・作業療法士
- ・医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法等の計画的な実施、指導にあたる。
 - ・個別リハビリテーションを主体とし、日常生活につながるように、グループ活動や創作活動などの指導および実施にあたる。
- 7) 歯科衛生士
- 利用者に対し口腔ケアにあたるとともに、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言および指導にあたる。

(勤務体制の確保等)

- 第 5 条 事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションサービスを提供できるよう従業員の勤務の体制を整備する。
2. 事業者は、当該事業者の従業員によって指定通所リハビリテーションサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は除く。
3. 事業者は、従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保する。その際、介護に直接携わる従業員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護に係わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
4. 事業者は、適切な指定通所リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するとともに、必要な措置を講じる。

(定 員)

- 第 6 条 利用者定員は40名とする(指定介護予防通所リハビリテーションを含む)。

(内容および利用手続きの説明および同意)

第 7 条 指定通所リハビリテーションの提供に際し、利用申込者またはその家族等に対し、重要事項説明書を交付し、サービス内容等について説明を行い利用申込者の同意を得たうえで契約の締結を行う。

(サービスの内容)

第 8 条 指定通所リハビリテーション事業のサービスは、以下のとおりである。

1) 通所リハビリテーション計画の作成

利用者および家族の意向を踏まえた上で、居宅サービス計画の内容に沿って、通所リハビリテーションの目標およびその達成期間、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ通所リハビリテーション計画を作成し、利用者または家族の説明の上、同意を得て交付する。また、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況およびその評価を記録する。

2) 食 事

- ・利用者の栄養ならびに心身の状態および嗜好を考慮した食事を提供する。
- ・利用者の心身の状態に応じて、適切な方法により必要な支援を行う。
- ・利用者がその心身の状態に応じて、可能な限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保し、適切な時間に食事を提供する。

食事の提供時間は、原則以下のとおりとする。

昼 食 12時～13時

ただし、上記以外の時間でも利用者の希望や心身の状態、行事等により衛生上または管理上許容可能な時間で提供することがある。

- ・利用者の病状等に応じて医師の指示に基づき、疾病治療のための療養食を提供する。

3) 入 浴

通所の際、希望者に対し入浴サービスを提供し、一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応する。ただし、利用者の身体状況に応じて中止する場合がある。

4) 排 泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行う。

5) 医学的管理・看護

- ・必要な医療の提供は、医師・看護職員が利用者の状態に応じて適切に行う。
- ・口腔機能の維持、向上を図るための訓練および指導を計画的に行う。

6) 介 護

通所リハビリテーション計画に基づいて日常生活上の援助を行う。

7) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

理学療法士・作業療法士等により、利用者の心身の状態に応じて日常生活を送るのに必要な機能の維持を図るための訓練および指導を計画的に行う。

8) 相談援助サービス

居宅の介護支援専門員と連携を図り、利用者およびその家族への相談援助を行う。

9) 送 迎

通所の際、送迎サービスを実施する。

(利用料その他の費用)

第 9 条 指定通所リハビリテーションの利用により支払うべき利用料およびその他の費用は以下のとおりとする。

- 1) 基本料金および加算料金については、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める介護報酬の告示のとおりとし、利用料の額は当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。また、その他の費用については「運営規程別紙」に定める。
- 2) 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定通所リハビリテーションサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定通所リハビリテーションの営業日および営業時間)

第 10 条 指定通所リハビリテーションの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 年末年始（12／30～1／3）を除く月曜日から土曜日とする。
- 2) 営業時間 8時45分から17時30分まで
- 3) サービス提供時間 9時50分から16時10分まで

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、長浜市（ただし平成18年2月13日合併前の長浜市）、米原市（ただし平成17年2月14日合併前の米原町、平成17年10月1日合併前の近江町）とする。

(利用にあたっての留意事項)

第 12 条 指定通所リハビリテーション利用時の快適性、安全性を確保するために、利用者が留意すべき事項については以下のとおりとする。

- 1) 事業者の備品等を故意・過失によって破損した場合は弁償となることがある。
- 2) 事業者では多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止する。
- 3) 喫煙は健康増進法により、敷地内全面禁煙とする。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業者は、感染症や非常災害対策の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための計画および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続に必要な措置を講じる。

2. 事業者は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練（シュミレーション）を定期的実施する。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要時は変更を行う。

(非常災害対策)

第 14 条 事業者は非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

2. 非常災害その他緊迫な事態に備えて、具体的計画を作成し、防火管理者および各責任者を定め、常に所轄の消防署等との連絡を密にした上で、定期的に避難救出その他必要な訓練を行う。ま

た、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理等)

- 第 15 条 事業者は、食中毒や感染症の発生防止に万全を期し、利用者の使用する事業所、食器その他の設備または飲用に供する水についての衛生管理に努め、医薬品および医療用具の管理を適正に行うとともに、感染症対策委員会等を設け、衛生管理における必要な措置を講じる。
2. 事業者は、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
3. 事業者は、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備するとともに、従業者に対して研修ならびに訓練（シュミレーション）を定期的実施する。

(協力医療機関)

- 第 16 条 協力医療機関は、次のとおりとする。

協力病院名	所在地
市立長浜病院	長浜市大戌亥町3 1 3
長浜赤十字病院	長浜市宮前町1 4－7
セフィロト病院	長浜市寺田町2 5 7

(身体的拘束等の適正化)

- 第 17 条 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
2. 事業者が利用者に対し、身体的拘束等により行動を制限する場合は、事前に利用者や申請者に対し、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」をもって利用者に対する行動制限の理由、目的、内容、拘束の時間、時間帯、見込まれる期間等について説明し、その書類に確認の署名、捺印をもらい交付する。また、その後の経過観察に基づいて身体的拘束廃止に取り組む。
3. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。また、身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密保持等)

- 第 18 条 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、これは、退職後も同様とする。
2. 事業者は、従業者が正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、法人が定める就業規則にその旨明記する等、必要な措置を講じる。
3. 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面により得る。

(個人情報の保護)

- 第 19 条 個人情報の利用に関して重要性を認識し、その適正な保護のために、体制を確立し、個人

情報保護に関する法令、その他の関係法令および厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を行う。

(緊急時の対応)

第 20 条 事業所の従業者等は、指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に状態の急変等が生じた場合は、速やかに家族等に連絡するとともに、主治医と連携を図り、協力医院機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(人権の擁護、虐待の防止等)

第 21 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止をするための指針の整備や委員会を設置するとともに、定期的な研修を行うなどの必要な措置を講じる。

2. 事業者は、従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに対策を講じるとともに、関係市町への報告を行う。
3. 前2項に掲げる措置等を適切に実施するための担当者を設置する。

(苦情処理)

第 22 条 提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者およびその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために相談窓口等を設置し必要な措置を講じるとともに、その内容等を記録する。また、必要に応じて苦情の内容・改善の内容等について関係市町に報告する。

2. 利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため青祥会運営適正化委員会を設置する。

(事故発生時の対応)

第 23 条 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供による事故の発生を予防するために、事故予防対策委員会を設け、定期的に研修を行うなどの必要な措置を講じる。

2. 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族等へ連絡を行い必要な処置をするとともに記録し、その事故の原因を究明し、再発生を防ぐ為の対策を講じる。詳細については、事故予防対策委員会規程ならびに事故防止対策マニュアルに明記する。また、必要に応じて事故内容・措置等について関係市町、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告する。
3. 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

(市町への通知等)

第 24 条 事業者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、市町（保険者）への通知または指定通所リハビリテーション提供の中止等の措置を行う。

- (1) 正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) 事業者の秩序を乱す行為をしたとき
- (4) 故意にこの規程等に違反したとき

(会計区分)

第 25 条 指定通所リハビリテーション事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

(記録整備)

第 26 条 事業者は、従業者、事業所および構造設備ならびに会計に関する諸記録を整備する。

2. 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(連帯保証人)

第 27 条 事業者は、指定通所リハビリテーションの提供にあたり連帯保証人を求める。連帯保証人は、利用者・申請者と連帯して極度額50万円の範囲内で債務を保証する。

(法令との関係)

第 28 条 この規程に定めのない事項については、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例」、その他関連諸法令の定めるところによる。

(付 則)

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年 1月19日 一部改正

平成14年 1月 1日 一部改正

平成14年 7月 1日 一部改正

平成15年 4月 1日 一部改正

平成15年12月 1日 一部改正

平成17年10月 1日 一部改正

平成18年 4月 1日 一部改正

平成20年 2月 1日 一部改正

平成21年 4月 1日 一部改正

平成22年 1月 1日 一部改正

平成23年 4月 1日 一部改正

平成24年 1月 1日 一部改正

平成24年 4月 1日 一部改正

平成25年 6月 1日 一部改正

平成25年11月 1日 一部改正

平成26年 4月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

平成28年 2月 1日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

平成29年 9月 1日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

平成30年 8月 1日 一部改正

令和 1年10月 1日 一部改正

令和 2年 5月 1日 一部改正

令和 5年 4月 1日 一部改正

令和 5年 7月 1日 一部改正

令和 6年 6月 1日 一部改定

運営規程別紙

1.その他の費用（介護保険対象外）

①	食 費	昼食（おやつ代含む）	1食	730円	
②	日常生活品費	利用者の希望に基づいて施設が用意する日常生活品を使用した場合の費用	1日	110円	
③	教養娯楽費	クラブ活動等で使用する折り紙、花、修二用具、手芸、CD、DVD等の教養娯楽品を使用した場合の費用	1日	110円	
④	基本時間外施設利用料	ご家族等のご都合で、通所リハビリテーション計画時間外に施設を利用される場合の費用	1時間	840円	
⑤	おむつ代	利用者の身体の状態により、おむつ等が必要な際、施設で用意するものを利用された場合の費用			
		リハビリパンツ	1枚	110円	
		紙おむつ	1枚	140円	
		尿取りパッド（大）	1枚	100円	
		尿取りパッド（小）	1枚	50円	
⑥	文書料	施設利用中に証明書・診断書等の文書が必要となった場合の費用			
	領収証明手数料		1通	440円	※
	入所証明書		1通	1,100円	※
	おむつ証明書		1通	1,100円	※
	上記以外証明書		1通	1,100円	※
	健康診断書		1通	3,300円	※
	情報提供書		1通	3,300円	※
	死亡診断書		1通	5,500円	※
	生命保険診断書		1通	8,800円	※
	後遺症障害診断書		1通	8,800円	※
	傷害診断書		1通	8,800円	※
	上記以外診断書		1通	5,500円	※
	原本証明付書類		1通	原本の1/2	
	複写物（コピー）		1枚	10円	※
⑦	その他の料金	利用者からの負担が適当であると認められるもの		実費	

※（税込）の表示のないものは、消費税は非課税です。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合は、事前に変更の内容について、説明します。